# 鳥取県観光二次交通運行支援補助金の 事務手続きについて

## 1. 交付申請提出

(補助事業実施の20日前)

○交付申請は、交付申請は、下記提出先にメール、郵送又は持参してください。

#### 2. 交付決定通知到着

(交付申請から原則20日以内)

- ○「交付決定」通知により正式に事業着手することができます。
- \*交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができ ・ます。

#### 3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。 変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

## 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告書は、下記提出先へメール、郵送または持参を郵送又は持参してください。

#### ◎補助金の支払い

◎補助金のお支払い:補助金交付要綱に定める実績報告書提出いただいた後、完了検査で適正に実施したことを確認したのち、「額の確定通知書」をお送りします。この確定通知書をもって、振込口座等を記載した請求書をご提出ください。 県が請求書を受領してから、2週間程度でご指定口座にお支払いします。これらの手続きについてもその都度ご案内します。

<u>資料提出・問い合わせ先</u> 鳥取県輝く鳥取創造本部・観光交流局観光戦略課 鳥取県鳥取市東町1丁目220

0857 - 26 - 7638 kankou@pref.tottori.lg.jp